

旭財第 55 号
平成 23 年 10 月 12 日

各 主 管 の 長

副 市 長

補助金の実績報告に係る確認の徹底等について（通知）

補助金については、旭川市補助金交付基準（平成 16 年 7 月 26 日付け旭財第 99 号）に基づき、より適正な交付及び執行を図っているところであるが、今般、その執行について不十分な対応があったことを踏まえ、次のとおり通知する。

今後は、補助金交付の本来目的を十分発揮するよう、その効果的、効率的な運用に努めるとともに、旭川市補助金交付基準の適正な運用を図るよう所属職員に徹底すること。

1 実地検査等の徹底

適正な手続きを通じて信頼関係が構築されていくものであるとの認識に今一度立ち返り、同一団体に対して継続的に補助している場合などにおいては、なれ合いに陥ることのないよう、補助金交付基準の第5の10 補助金の額の確定に定める「必要に応じて行う実地調査等」に準拠し、出納状況を確認できる預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認を徹底すること。

なお、「必要に応じて行う実地調査等」の取り扱いについては、次のとおり運用する。

- (1) 原本確認や通帳確認が不要であると合理的に説明可能なものは、実地調査の必要性が低いものとする。
- (2) 大量の書類がある場合には、そのすべてを確認することが難しいことから、抽出調査も認めているが、その場合であっても一連の書類を確認することや対象を毎年度変えること、無作為抽出をすることなどにより調査の効果が発揮できるような方法で行うこと。

2 支出証拠書類の原本提出

運営費補助はもとより事業費補助であっても、年度末に支出証拠書類の添付が難しい場合において請求書等の添付により補助金を確定させたときは、確定時の附款に領収書等の提出を求めること。

また、当該団体の監査を受けていない場合には、監査終了後に監査を受けたことを証する書類も提出を求めること。

3 概算払いの活用

補助金の支出については通常払（精算払）が原則であるが、必要額がある場合には、その必要性や時期について厳密な審査をした上で、支出の特例として概算払も可能であること。